

朝霞市既存建築物耐震診断補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震による既存建築物の倒壊等の被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、耐震診断を実施する市内の既存建築物の所有者に対して、補助金を交付するために必要な事項を定める。

(耐震診断)

第2条 補助の対象となる耐震診断は、次に掲げるものとする。

- (1) 木造建築物の場合は、(財)日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法または精密診断法とする。
- (2) 木造以外の建築物の場合は、耐震診断結果を、市長が適当と認めた耐震判定委員会等に諮るものとする。ただし、専用住宅等にあつては、この限りでない。

(耐震診断者)

第3条 補助の対象となる耐震診断を実施する者は、原則として市内の建築士事務所(建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所をいう。)で、建築士法に定める第2条第2項の一級建築士、又は、同条第3項の二級建築士が行うものとする。ただし、木造建築物の耐震診断にあつては、同条第4項の木造建築士を含むものとする。

(補助対象建築物)

第4条 補助の対象となる建築物は、建築確認を取得し、市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された建築物とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象となる建築物の所有者とする。又、マンションにあつては、その建築物の管理を行う団体(管理組合等)とする。

(補助金交付額)

第6条 この要綱に基づく補助金交付額は、次に掲げるものとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 建築物の用途が「戸建住宅(兼用住宅を含む。)」の場合は、耐震診断に要した費用の1/2以内で、かつ50,000円を限度額とする。ただし、次のいずれかに該当する者が補助対象建築物の居住者に含まれる場合は、耐震診断に要した費用の相当額とし、かつ100,000円を限度額とする。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 埼玉県療育手帳制度要綱(平成14年埼玉県告示第1365号)第2条の規定により療育手帳の交付を受けた者

- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第10項の規定による要介護認定又は同法第32条第6項の規定による要支援認定を受けた者
- オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条から第30条の4まで及び被用者年金各法の規定に基づき障害を支給事由とする年金の受給権を有する者
- カ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に基づき障害（補償）年金の受給権を有する者
- キ 65歳以上の者

- (2) 建築物の用途が「共同住宅」の場合は、耐震診断に要した費用の1/2以内で、かつ戸数に20,000円を乗じた額を限度額とする。
- (3) 建築物の用途が住宅以外の場合は、耐震診断に要した費用の1/2以内で、かつ一棟当たり50,000円を限度額とする。

(交付申請)

第7条 この要綱に基づき補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断計画書（第2号様式）
- (2) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）
- (3) 確認通知書の写し（もしくは、建築時期がわかるもの）
- (4) 建築物の所有者がわかるもの
- (5) 第6条(1)ただし書の適用区分がわかるもの（該当者の情報について調査されることに、該当者本人が同意した場合は除く）
- (6) その他市長が必要と認めた書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにこれを審査し、交付することを決定したときは、耐震診断補助金交付予定額決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は補助金の交付決定について次の条件を付する。

- (1) 本要綱の規定を遵守すること。
- (2) 補助金交付予定額は、耐震診断費用の確定により変更する場合がある。

(耐震診断の着手)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者は、速やかに耐震診断に着手するものとする。

(耐震診断の変更)

第 10 条 申請者は、耐震診断を変更しようとするときは、耐震診断変更届（第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第 11 条 申請者は、耐震診断が完了したときは、速やかに耐震診断完了報告書（第 5 号様式）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）領収書の写し
- （2）耐震診断結果を証する書類（診断結果に対する所見及び耐震改修に関する方針等も記載したもの）
- （3）耐震診断補助金支払請求書（第 7 号様式）
- （4）その他市長が必要と認めた書類

（補助金の確定）

第 12 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかにこれを審査し、補助金の額を確定したときは、耐震診断補助金交付確定額通知書（第 6 号様式）により申請者に通知するとともに補助金を交付するものとする。

（補助金確定の取消し）

第 13 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付確定額の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき
- （2）補助金を交付目的以外に使用したとき
- （3）この要綱の規定またはこれに基づく指示に違反したとき

2 市長は、前項の規定により補助金交付確定額を取り消したときは、耐震診断補助金交付確定額取消通知書（第 8 号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 14 条 市長は、前条の規定により補助金の交付確定額を取り消した場合において、取消に係る補助金を既に交付しているときは、耐震診断補助金交付確定額返還請求書（第 9 号様式）により、申請者に期限を定めて返還させることができる。

（市長の指導及び助言）

第 15 条 市長は、補助対象者に対して、この要綱の施行に関し必要な指導及び助言をすることができる。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 平成20年度における第7条の規定による交付申請の受付は、平成20年11月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第6条第1号ただし書の規定は、平成17年4月1日以降の申請に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年1月5日から施行する。
- 2 平成20年度における第7条の規定による交付申請の受付は、平成21年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第12条に規定する補助金の額は、平成27年度内に確定することを条件とする。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

朝霞市長 宛

住 所
申請者 氏名又は名称 ⑩
電 話 番 号

耐震診断補助金交付申請書

朝霞市既存建築物耐震診断補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

建 築 物 の 名 称	
建 築 物 の 所 在 地	朝霞市
補 助 金 交 付 申 請 額	金 円
第6条(1)ただし書の適用区分	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ <input type="checkbox"/> オ <input type="checkbox"/> カ <input type="checkbox"/> キ
	この区分の適用可否の確認に必要な情報を調査されることに、該当者本人が同意している場合は記入してください。 該当者 氏 名 生年月日 M・T・S・H 年 月 日

※ 添付書類

- (1) 耐震診断計画書（第2号様式） (2) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） (3) 確認通知書の写し（もしくは、建築時期がわかるもの） (4) 建築物の所有者がわかるもの (5) 第6条(1)ただし書の適用区分がわかるもの（該当者の情報について調査されることに、該当者本人が同意した場合は除く） (6) その他市長が必要と認めた書類

第2号様式（第7条関係）

年 月 日作成

耐震診断計画書

建築物の名称				
建築物の所在地		朝霞市		
建築物の所有者		住所 氏名		
補助対象建築物	建築確認	年 月 日 第 号		
	着工時期	年 月 頃		
	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅／貸家（ 戸） <input type="checkbox"/> 長屋住宅（ 戸） <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 集会場 <input type="checkbox"/> 展示場 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 旅館 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	規模	地上 地下	階 階	建築面積 m ²
診断（概算）費用		円		
耐震診断期間		年 月 日から 年 月 日		
建築士事務所	（1級・2級・木造）建築士事務所（ ）登録第 号 所在地 電話番号			
建築士	資格（1級・2級・木造）建築士（ ）登録第 号 氏名			
建築図書の有無	意匠図面（ <input type="checkbox"/> 全部有 <input type="checkbox"/> 一部有 <input type="checkbox"/> 無 ） 構造図面（ <input type="checkbox"/> 全部有 <input type="checkbox"/> 一部有 <input type="checkbox"/> 無 ） 構造計算書（ <input type="checkbox"/> 全部有 <input type="checkbox"/> 一部有 <input type="checkbox"/> 無 ）			

※ 申請人が法人の場合は、住所に代えて主たる事務所の所在地を、氏名に代えて名称及び代表者の氏名を記入してください。

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

朝 霞 市 長

耐震診断補助金交付予定額決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金については、下記のとおり補助金交付予定額が決定したので、朝霞市既存建築物耐震診断補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1. 建築物の名称
2. 建築物の所在地 朝霞市
3. 補助金交付予定額 金 円
4. 補助金交付予定時期 耐震診断が終了し、補助金交付額が確定後交付する。

※ 補助の条件

- (1) 本要綱の規定を遵守すること。
- (2) 補助金交付予定額は、耐震診断費用の確定により変更する場合があります。

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

朝霞市長 宛

申請者 住 所
氏名又は名称

⑨

耐 震 診 断 変 更 届

年 月 日付 第 号で補助金交付予定額の決定があった耐震診断について変更が生じたので、朝霞市既存建築物耐震診断補助金交付要綱第10条の規定により届け出ます。

記

1. 建築物の名称

2. 建築物の所在地 朝霞市

3. 変更内容及び理由

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

朝霞市長 宛

申請者 住 所
氏名又は名称

印

耐震診断完了報告書

耐震診断が完了したので、朝霞市既存建築物耐震診断補助金交付要綱第11条の規定により下記の関係書類を添えて報告します。なお、この報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築物の名称	
補助金交付予定額	金 円（共同住宅の場合：対象戸数 戸）
建築士事務所	氏名 (1級・2級・木造)建築士事務所()登録第 号 所在地 朝霞市
建築士	資格(1級・2級・木造)建築士()登録第 号 氏名
耐震診断完了年月日	年 月 日

※ 添付書類

- (1) 領収書の写し
- (2) 耐震診断結果を証する書類（診断結果に対する所見及び耐震改修に関する方針等も記載したもの）
- (3) 耐震診断補助金支払請求書（第7号様式）
- (4) その他市長が必要と認めた書類

第6号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

朝 霞 市 長

耐震診断補助金交付確定額通知書

年 月 日付で完了報告のあった耐震診断について、下記のとおり確定したので、朝霞市既存建築物耐震診断補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

1. 建築物の名称

2. 建築物の所在地 朝霞市

3. 補助金交付確定額 金 円

第7号様式

年 月 日

朝霞市長宛

住所
申請者 氏名又は名称
電話番号

印

耐震診断補助金支払請求書

下記のとおり補助金を請求します。

記

1. 請求金額

金額	百	十	万	千	百	十	円
					0	0	0

2. 振込先

振込先金融機関	金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 支所
	口座の種類	普通 ・ 当座 (該当を○で囲む)	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

第8号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

朝 霞 市 長

耐震診断補助金交付確定額取消通知書

年 月 日付 第 号により交付が確定した補助金について、下記の理由から取消（全部・一部）したので、朝霞市既存建築物耐震診断補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

1. 建築物の名称
2. 建築物の所在地 朝霞市
3. 理 由

第9号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

朝 霞 市 長

耐震診断補助金交付確定額返還請求書

年 月 日付 第 号の耐震診断補助金交付確定額取消
通知書に基づき、朝霞市既存建築物耐震診断補助金交付要綱第14条の規定により下記
のとおり返還を請求します。

記

1. 返還すべき金額 金 円
2. 返 還 期 限 年 月 日まで
3. 返 還 方 法 別紙通知書による払込み
4. 補 助 年 度 年度
5. 補助金交付確定額 年 月 日 第 号
通知日及び番号
6. 補助金交付確定額 金 円
7. 補助金交付確定額 金 円
の 既 交 付 額
8. 返 還 事 由